

答弁書第四七号

内閣参質一九五第四七号

平成二十九年十二月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

参議院議長 伊 達 忠 一 殿

参議院議員小西洋之君提出佐藤外務副大臣の自衛隊員の「服務の宣誓」を用いた就任挨拶が憲法違反等であることに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

O

O

参議院議員小西洋之君提出佐藤外務副大臣の自衛隊員の「服務の宣誓」を用いた就任挨拶が憲法違反等であることを関する質問に対する答弁書

一から六までについて

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、御指摘の本年十二月五日の参議院外交防衛委員会における佐藤外務副大臣の発言は、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）に基づく服務の宣誓として行ったものではなく、外務副大臣としてその職務を全うするという佐藤外務副大臣の基本的な姿勢を述べたものであると承知しており、「武力組織の「服務の本旨」をもって外交を司るとの決意を述べ」、「国政を武断政治に陥らせている」等の御指摘は当たらない。

○

○